

あいち無料公衆無線LAN推進協議会会則（案）

（目的）

第1条 観光施策の推進及び防災対策等住民サービスの向上に資するため、官民の連携組織として、「あいち無料公衆無線LAN推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、県内における無料公衆無線LAN環境の整備促進・周知・利便性の向上等を図る。

（活動内容）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- （1）無料公衆無線LAN環境の整備支援及び整備の働きかけ
- （2）無料公衆無線LAN環境に係る周知・広報・利便性の向上
- （3）無料公衆無線LAN環境の導入事例の紹介
- （4）その他前条の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第3条 協議会の会員は、協議会の設置目的に賛同する自治体、企業、団体等とする。

（役員）

第4条 協議会に次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 1名
- 2 会長は、愛知県振興部長をもって充てる。
- 3 会長は会員の中から、副会長を指名する。

（役員の仕事）

第5条 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

（会議）

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

（幹事会等）

第7条 協議会に、幹事会及びプロジェクトチームを置くことができる。

- 2 幹事会は、協議会の運営に関する基本的事項を検討するために置くものとし、無料公衆無線LAN環境整備に取り組み又は今後取り組んでいく会員等をもって構成し、構成員は会長が指名する。
- 3 プロジェクトチームは、協議会の専門的な事項を検討するために置くもの

とし、構成員は会長が指名する。

4 幹事会及びプロジェクトチームの議長は、それぞれの構成員の中から互選する。

(オブザーバー)

第8条 会議及び幹事会等には、オブザーバーとして主務官庁等を参加させることができる。

(解散)

第9条 協議会は、目的が達成されたとき、あるいは存続の必要性がなくなったときに解散する。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、愛知県振興部情報企画課に置く。

(雑則)

第11条 本会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成27年7月1日から施行する。